



各報道機関 様

KJ00663444

2026年6月12日

発信課	建築部営繕課
担当者	上出 将広
連絡先	電 話 25-8546
	F A X
	E-mail eizen@city.asahikawa.ig.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和8年6月11日 ~
発表項目 (行事名)	旧5条庁舎解体工事におけるPCB含有のおそれのある電気機器の不適正処分について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	昨年度市が発注した旧5条庁舎解体工事において、ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含有するおそれのある電気機器が、適正に分別・処理されていなかったことが判明いたしました。 詳細は添付資料にてご確認ください。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道 (取材) に当 たってのお願い	
備 考	

令和8年6月11日
旭川市建築部営繕課

旧5条庁舎解体工事におけるPCB含有のおそれのある電気機器の不適正処分について

1 概要

令和7年度に実施した旧5条庁舎解体工事において、解体、処分した蛍光灯の安定器に付随するコンデンサの一部に微量のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が含まれている可能性があり、特別管理産業廃棄物として適正に保管及び処理を行う必要がありましたが、これを行わなかったことが判明しました。

2 原因

PCBを含有する照明器具は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、適正な処理が義務付けられていますが、本工事の請負業者が当該コンデンサにPCBが含まれている可能性を十分に認識しないまま、解体工事を実施したため。

3 当該電気機器の処分先

現在、当該コンデンサの処分経路を確認しておりますが、処分先及び処分経路の特定には至っておりません。

※ 当該コンデンサに含まれるPCBは、製造メーカーへの確認では、含有していたとしても微量とのことでありますが、量の多寡にかかわらず適正に処理する必要があります。

4 再発防止に向けた本市の対応

解体工事の仕様書にPCB含有機器の事前調査及び分別の取扱いを明記するとともに、工事の各段階における請負業者に対する確認体制を強化するためのチェックリストを作成し、その運用について当課職員を対象に職場研修を実施したところです。

本市が発注する工事において、PCB廃棄物の不適正な処分が生じないように、引き続き徹底した再発防止策を講じてまいります。

(担当) 建築部営繕課

25-8546